

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和33年4月から34年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和33年4月10日に、喪失日を34年4月1日に訂正し、33年4月から同年9月までの標準報酬月額を6,000円、同年10月から34年3月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月10日から34年4月1日まで
昭和30年12月1日から継続してB社のグループ会社に勤務していたのに、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社に勤務していた33年4月ごろ、事業主からA社へ移るようには話があったことを記憶している。両社の事業主は同一であり、A社に勤務していた期間も厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年4月ごろC社の事業主から、同人が経営するA社に異動するように言われ、その後D社に異動するまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

A社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっているが、社会保険事務所の記録から、申立人が氏名を挙げた3人の同僚は、いずれも申立期間において、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人について申立期間にはA社に勤務していたと供述している。また、3人のうちA社の事務担当であった者は、「申立人は、申立期間当時、A社に勤

務していたと思う。同社とC社の事業主は同一であり、人事異動があればすぐに厚生年金保険の加入手続を行っていたので、申立人に1年も被保険者資格が無いことは考えられない。」と供述している。

また、申立人の後任として申立人と入れ替わりに、A社からC社に異動した者は、社会保険庁のオンライン記録によると、A社での厚生年金保険の被保険者資格を昭和33年4月30日に喪失した後、C社で同資格を同年5月1日に取得しており、両事業所での厚生年金保険の記録は概ね継続している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の記録から昭和33年4月から同年9月までを6,000円、同年10月から34年3月までを7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による資格取得届及び資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に申立てに係る資格の得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は昭和21年8月11日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年6月から21年7月までの標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年6月25日から21年8月11日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和20年4月1日から21年8月10日までA社B事業所に勤務し、保険料を給与から控除されていたはずであり、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、A社B事業所（以下「B事業所」という。）において、昭和20年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、同年6月25日に被保険者資格を喪失したととされている。

しかし、B事業所を継承したC社に保管されている退職者記録により、申立人がB事業所を退職した日は昭和21年8月10日であることが確認できる。

また、申立人は、昭和20年8月にD市に原爆が投下された際、B事業所の同僚2人（故人）と一緒にD市にあったA社D支店において救援活動を行ったことから被爆者健康手帳を所持している。E県に保管されている被爆状況証明書では、申立人の被爆者健康手帳の交付に当たっては、当該同僚2人が証人となって、会社命令により同僚である申立人とともに救援

活動を行ったと証言していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該同僚2人は、申立期間において、B事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。これらのことから、申立人は申立期間において、B事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿により申立人がB事業所で昭和20年4月1日に被保険者資格を取得した事実は確認できるが、同事務所では、申立人の資格喪失日が記載された部分の被保険者名簿を紛失しており、申立人の資格喪失日が確認できないなどB事業所に係る被保険者記録は適切に管理されていない。

なお、社会保険庁では、社会保険業務センターに保管されている被保険者台帳の資格喪失年月日欄に記載の数字を「20.6.25」と読みとってオンライン記録の資格喪失日を昭和20年6月25日としたと推認できるが、同台帳の同欄記載の数字のうち、年にあたる数字の下1ケタは読解困難な記述であり、「20」のほか「21」、「26」とも読み取れる。さらに、月日にあたる数字「6.25」は、年にあたる数字とは別の筆跡で追記又は元数字をなぞったとみられる不自然な記録となっている。また、当該被保険者台帳の原因欄には「解雇」と記載されているが、C社において、申立人が昭和20年6月25日に解雇された事実は確認できない。

加えて、社会保険事務所に保管されている被保険者名簿では、申立人の資格喪失日が記載されていない一方、同名簿の申立人が記載されている頁には、資格喪失日が昭和21年2月1日と記載されている者が確認できることから、申立人の資格喪失日は同日以降であると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の社会保険庁のオンライン記録上の資格喪失日は事実に即したものと認められず、事業主は、申立人が、昭和21年8月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A組合における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年9月1日）及び資格取得日（昭和44年5月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から44年5月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和43年4月1日から52年1月末まで、A組合に継続して勤務し、洋裁業務に従事していた。申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、A組合（以下「組合」という。）において昭和43年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失し、その8か月後の44年5月1日に組合において再度同資格を取得しており、申立期間（昭和43年9月1日から44年5月1日まで）の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、組合が保管する労働者名簿によれば、申立人は、中学校を卒業後、昭和43年4月1日に組合に雇用され、結婚に伴い52年1月31日に退職するまで継続して雇用された記録となっており、組合では、「当時の労務担当者に確認したところ、申立人は、雇用期間中継続して勤務していたとのことであった。」と回答しているほか、雇用保険の被保険者期間も労働者名簿に記載されている雇用期間と一致している。

また、申立人と同様に、申立人が組合での被保険者資格を喪失した昭和 43 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、その後、組合において、再度資格を取得した記録となっている同僚が 3 人確認できるが、当該同僚 3 人はいずれも「組合には継続的に勤務していた。組合を一時的に退職したことはなく、社会保険に加入していたはずである。」としており、3 人のうち申立人のことを記憶している 2 人は、「申立人は同様に継続して勤務しており、勤務形態、勤務内容等に変化は無かった。当時は、既製服は少なくオーダーメイドが主流であり業務も多忙であったので、一時帰休などあり得ない。」と供述している。

事実、申立人及び当該同僚 3 人の計 4 人について、組合で再取得した時点の標準報酬月額を確認したところ、一時的に資格喪失した時点の標準報酬月額と比べ 3 割から 10 割程度増額しており、組合の業績は好調であったことがうかがえる。

さらに、当該同僚 3 人のうち 1 人は、「給与明細は既に廃棄したが、毎月、必ず給与明細を見ていた。厚生年金保険料は確かに毎月控除されていた。もし、保険料が控除されていなければ組合代表者に申し出ていたはずである。」とも供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の昭和 43 年 9 月 1 日に資格喪失した際の標準報酬月額及び定時決定により 43 年 10 月から適用されることとなっていた被保険者原票に記載の標準報酬月額がいずれも 7,000 円であることから同額とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 9 月から 44 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における資格取得日は、昭和29年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年12月から30年1月までの標準報酬月額は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年12月21日から30年2月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和29年12月21日からA社B出張所で勤務し、厚生年金保険被保険者証でも資格取得日は同日となっているのに、資格取得日が30年2月1日に訂正されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B出張所（以下「A社」という。）の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が昭和29年12月21日から30年2月1日へ訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人と同様の記録訂正となっている同僚の供述から、申立人は申立期間にA社に勤務していたと推認できる。

また、この訂正は、訂正前の資格取得日である昭和29年12月21日から約11か月が経過した30年11月9日に処理されている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人のA社における資格取得日は、昭和29年12月21日と記載されており、訂正は加えられていないことが確認できる。

さらに、A社の被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得をし、この資格取得日が申立人と同様に訂正されているものの、台帳記号番号

払出簿では資格取得日に訂正が加えられていない者が、申立人のほかに3人確認できる。そのうち1人は社会保険庁のオンライン記録においても資格取得日が訂正前の昭和29年12月21日となっている。

このように社会保険事務所の同社に係る年金記録の管理には不適切な点が見られることから、申立人の記録管理も不適切であると考えられる。

加えて、申立人が所持するC県（D社会保険事務所）が発行した厚生年金保険被保険者証（昭和47年ごろに滅失再交付されたもの）には、申立人が初めて資格を取得した年月日は、昭和29年12月21日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和29年12月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所に保管されているA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和30年2月の記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A組合における厚生年金保険の資格喪失日が昭和54年7月31日となっている旨の回答を得た。同組合には52年4月から54年7月末まで正職員として勤務しており、同年7月分の厚生年金保険料が控除されている給与明細表があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が保管している従業者名簿によれば、申立人のA組合における退職日は昭和54年7月30日と記録され、また、社会保険庁のオンライン記録によっても申立人がA組合での厚生年金保険の資格を喪失した日は同年7月31日と記録されている。

しかし、申立人が保存しているA組合における給与明細表（昭和52年4月分から54年7月分まで）によれば、申立人は昭和54年7月分の給与から同月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、昭和54年7月分の給与明細表に記載の時間内勤務分数は、前年及び前々年の7月分の給与明細表の記載と同じ1万2,000分（時間換算

すると 200 時間で、1 日 8 時間勤務と仮定すると 25 日) となっている上、皆勤手当の支給が確認できる。

さらに、当該事業所は「当時の給与事務については不明であるが、現在は月末締め翌月 7 日払いである。」と回答していることから、昭和 54 年 7 月 31 日も給与支給対象期間となっており、A 組合に同日まで勤務していたものと推認できる。

加えて、申立人のその後の就業状況においても、申立人が月末の 31 日付けを 1 日繰り上げて 30 日付けで退職する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に A 組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の A 組合における昭和 54 年 7 月分の給与明細書及び同年 6 月の社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和57年3月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

昭和61年の国民年金法の改正に伴うものと思うが、62年か63年ごろにA町（現在は、B町）役場から未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するようにとの通知が届いた。未納期間のうち、57年3月から59年3月までの保険料は免除され、59年4月から61年3月まで2年分の保険料（約15万円）を社会保険事務所で納付したのに未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年2月の時点で既に厚生年金保険の受給資格期間（240か月）を満了していたことから、申立期間は、国民年金の任意加入対象期間となるが、申立人は、厚生年金保険から国民年金の切替手続時期等について記憶が無いほか、任意加入対象期間について、制度上、保険料が免除されることは無い。また、申立人がA町から未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するようにとの通知を受けたとする62年ごろの時点では、制度上、申立期間にさかのぼって資格取得し、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、近所に住む同級生にも同様にA町から未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するようにとの通知が届き、当該同級生も遡及^{そきゆう}して納付したとしている。しかし、当該同級生は、「町役場から未

納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう通知が届いたので、確かに国民年金保険料をさかのぼって一括納付したが、その納付対象期間は、法改正により第1号被保険者（強制加入）となった昭和61年4月以降の2年間分である。」と供述しており、社会保険庁の記録においても昭和61年4月以降2年間分の納付は確認できるが、申立期間については、当該同級生も任意加入対象期間であったことから未加入期間となっている。このことから、申立人は一括納付した期間について、申立期間と第1号被保険者となった61年4月以降の2年間とを混同しているものと推認できる。

加えて、申立期間に係る保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料は無く、周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月から59年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることができない。また、申立期間のうち、59年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。昭和43年5月に会社を設立した際に、A市役所から年金の加入について説明を受け、国民年金に加入することに決めた。20歳になった時に加入し、保険料を納税組合で納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、申立期間経過後の昭和51年3月25日に夫婦連番で社会保険事務所からA市に払い出されている。また、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、手帳記号番号が払い出された翌日の51年3月26日にA市から年金手帳の新規交付を受け、同日に、20歳となった44年1月*日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、年金手帳が交付された昭和51年3月26日時点では申立期間の大半（昭和44年1月から48年12月まで）の保険料は時効により、納付することはできない上、過年度納付が可能な期間についても、申立人は遡及^{そきゅう}して納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、20歳となった昭和44年1月ごろに加入手続きを行ったと思うとしているが、申立人は現在保有しているオレンジ色の年金手

帳（昭和 49 年 11 月以降に交付）以外に、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられない。

加えて、申立人は、納税組合を通じて、税金や国民健康保険料を納付していたことから、国民年金保険料も併せて納税組合で納付したとしているが、A 市では、申立人が居住する地区に納税組合が存在した事実及び納税組合が国民年金保険料を徴収していた事実については関係書類が廃棄されており不明であるとしているほか、申立人は集金人の氏名、収納方法等について記憶が無いとしており、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

その上、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によっても、申立期間の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。昭和43年5月に夫が会社を設立した際に、A市役所から年金の加入について説明を受け、国民年金に加入することに決めた。20歳になった時に加入し、保険料を納税組合で納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、申立期間経過後の昭和51年3月25日に夫婦連番で社会保険事務所からA市に払い出されている。また、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、手帳記号番号が払い出された翌日の51年3月26日にA市から年金手帳の新規交付を受け、同日に、20歳となった43年9月*日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、年金手帳が交付された昭和51年3月26日時点では申立期間の大半（昭和43年9月から48年12月まで）の保険料は時効により、納付することはできない上、過年度納付が可能な期間についても、申立人は^{そきゅう}遡及して納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、20歳となった昭和43年9月ごろに加入手続きを行ったと思うとしているが、申立人は現在保有しているオレンジ色の年金手帳

(昭和49年11月以降に交付) 以外に、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられない。

加えて、申立人は、納税組合を通じて、税金や国民健康保険料を納付していたことから、国民年金保険料も併せて納税組合で納付したとしているが、A市では、申立人が居住する地区に納税組合が存在した事実及び納税組合が国民年金保険料を徴収していた事実については関係書類が廃棄されており不明であるとしているほか、申立人は集金人の氏名、収納方法等について記憶が無いとしており、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

その上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によっても、申立期間の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 26 日から同年 9 月 10 日まで

A社から独立してA社B部が設立されたのに伴い同B部へ異動したが、A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和39年3月26日、A社B部における資格取得日が同年9月10日になっており、空白が生じているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（C市に所在）は、既に解散している上、当時の事業主及び総務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における同社での勤務の実態を確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の名前を覚えていないことから、社会保険事務所に保管されているA社B部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡先の判明した同僚に申立人の勤務実態を照会したところ、申立人と同じD技師であった同僚は、「申立人は、自動車運転免許を取得するために退職し、免許取得後に復職したと思う。当時は、運転免許を取得するには、数か月間、自動車教習所に通い続けなければならなかったもので、会社をいったん退職して、運転免許を取得していた。そういう人は私も含めて何人かいた。」と供述している。

当該供述について、申立人に確認したところ、「E県F市に帰省して、市内の自動車学校に通って、運転免許を取得した。」としており、申立人の運転免許証は、E県公安委員会から昭和39年7月17日に交付されていることが確認できる。

申立人は、「申立期間当時、A社が運営する各事業所では、配属された3人

のD技師が交代で勤務し、休暇を取得したい時には、3人が話し合って調整したが、連続して取得できる休暇日数は最長でも3日から4日程度であった。」とも供述しており、運転免許の取得のためにF市に帰省していた数か月を休暇取得したとは考え難く、いったん退職していたとの同僚の供述は不自然ではない。

さらに、A社の被保険者名簿によれば、申立人は、同社で資格喪失した際（昭和39年3月26日）に、健康保険証を昭和39年4月7日に返納していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間当時における雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和39年9月10日となっており、社会保険庁のオンラインに記録されている申立人がA社B部で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と一致している。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。